

皆でつくる

「共生・協働・自立」のまち

community

～NPO法人を設立しませんか？～

「NPO」とは「NonProfit Organization」の略称で、保健・福祉や環境保全などの社会貢献活動を行い、収益があがっても構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てる「民間の非営利組織」のことです。



写真上：公園樹木の害虫駆除作業



写真下：花壇の花植え作業

市内のNPO法人には、写真のように地域緑化、清掃、美化活動を行う団体の他、福祉関係の支援、水資源の保全や防災活動を行う団体等があります。

NPOには、法人格の有無に関係なく公益法人、市民活動団体など様々な団体が含まれますが、一般的に、社会貢献活動を行う法人格を持たない市民団体を「NPO」、所轄庁の認証を受け法人格を付与された団体（特定非営利活動促進法に基づく）を「NPO法人（特定非営利活動法人）」としています。

NPOは、自治体や企業では扱いにくい多様なニーズに対応する、社会的に重要な役割を自発的に担う団体として期待されています。

また、平成28年4月1日から、NPO法における所轄庁の事務処理権限が鹿児島県から志布志市へ移譲されたことから、志布志市にのみ事務所を置くNPO法人につきましては、相談、設立申請等をより行いやすくなりましたので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先：企画政策課 地域政策係 TEL: 474-1111 (257・252)

consumer affairs

知ってる？ 消費生活相談

テレビショッピングで健康器具を注文し、届いてすぐに試してみたが思うようにできなかった。返品しよう、業者に連絡すると、「開封した場合は、返品は受け付けられない」と言われた。「実際は



テレビショッピングは契約条件をよく確認しましょう！

◆事例

使ってみなければわからないではないかと苦情を言ったが、「返品についてはテレビでも伝えているし、同封している書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。(70歳代 女性)

◆アドバイス

●返品条件・使い方をよく確認！
テレビショッピングでは、返品条件などについて表示時間が短く、分かりにくいことがあります。返品条件や使い方をよく確認してから注文しましょう。
●クーリング・オフの制度は無い！
テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフの制度は無く、事業者が返

品の特約を設けている場合には、それに従うこととなります。
返品できる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり注意が必要です。

困ったときは一人で悩まずに
消費者ホットライン1888
にご相談ください。
1888 泣き寝入り！と覚えてください。

■問い合わせ先：市役所 消費生活相談窓口
TEL: 474-1111 (内線287)

pension

知っ得!? 年金 インフォメーション

Gender Equality

もっと身近に！ 男女共同参画

ボランティアグループ「志布志日本語れんしゅう会」を紹介します！

志布志市にはたくさんの外国の人が暮らしています。外国の人が市民の一員として暮らしていくために「ことば」は欠かせないものです。

日常生活で使う表現や会話など、日本語を練習したい人のために、ボランティアグループ「志布志日本語れんしゅう会」の皆さんが毎週1回、日本語教室を開催しています。

教室では、日本語だけではなく文化の違いを教えたり日常生活の相談なども行っています。



会長の廣岡慎吾さん(写真左)は外国の人が日本に馴染めるようお手伝いが出たらとの思いで開催しています。



ベトナム出身の参加者の皆さんは、開催日を楽しみに、学習しています。ただ今、漢字のレッスン中です。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することがあります。

任意加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市役所または年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特別の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金

(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ先：市民環境課 年金係
TEL: 474-1111 (内線116)

●鹿児島年金事務所
TEL: 0994-4215121